

～ 出産される方へのご案内 ～

出産時や育児休業中における、共済組合への給付金や掛金免除の手続きのご案内です。

1. 出産後の手続き

制度について

◆出産費・家族出産費

- ・ 出産費および家族出産費として 488,000 円（産科医療補償制度対象分娩は 500,000 円）が支給されます。直接支払制度利用者は差額がある場合に支給されます。
※上記支給額は出産日が令和 5 年 4 月 1 日以降の額です。
- ・ 出産費附加金として 50,000 円が支給されます。

◆産前産後休業掛金免除

出産者が組合員の場合、産前産後休業期間中の掛金が免除されます。

提出書類

出産費等請求書 兼 産前産後休業掛金免除申出書

[添付書類]

出産費用の領収書や明細書の写し

（出産日、出産児数、産科医療補償制度の加入有無、直接支払制度の使用有無が確認できるもの）

提出する時期

出産日以降

2. 育児休業開始後の手続き

制度について

◆育児休業手当金

- 1 歳の誕生日の前日までの期間、育児休業手当金が支給されます。
支給開始日から 180 日間は標準報酬日額の 67%、その後は標準報酬日額の 50%の金額が支給されます。
※「パパ・ママ育休プラス」制度に該当した場合は、1 歳 2 か月まで受給できます。

◆育児休業掛金免除

育児休業期間中の掛金が免除されます。

提出書類

育児休業手当金請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書

提出する時期

育児休業開始日以降

3. 育児休業手当金の支給期間を延長する際の手続き

制度について

◆育児休業手当金の支給期間延長(1歳以降2歳まで)

速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合は、最長2歳に達する日まで例外として支給期間を延長することができます。

ただし、育児休業手当金の支給期間の延長を目的として、速やかな職場復帰の意思がないにもかかわらず市区町村に保育利用の申込を行うことは制度趣旨に沿わない行為であるため、ご注意ください。

「組合が認める場合」とは、以下のいずれの要件も満たす場合です。

支給期間延長の要件

- ① 1歳の誕生日の前日までに入所申込を行っている。
- ② 入所希望日は 1歳の誕生日以前としている。
- ③ 1歳の誕生日の時点で入所ができず待機児童となった。

※やむを得ない理由なく保育の利用を辞退していないこと。

- ④ 市区町村に対して、入所保留扱いとなることや育児休業を延長することを積極的に希望する意思表示を行っていない。

- ⑤利用希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に片道 30 分以上要する保育所等のみとなっていない。

※「合理的な理由」とは、下記「申告書」に記載の理由等をいいます。

提出された利用申込書の内容が実際の申込内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還を命ぜられます。

また、お問い合わせの趣旨が速やかな職場復帰を前提としないことが明らかな場合には、利用申込等についてお問い合わせいただいても回答することができませんのでご了承ください。

提出書類

育児休業手当金【支給期間延長】請求書 兼 育児休業等掛金免除申出書

[添付書類]

□毎月添付する書類

「保育所不承諾通知(入所保留通知書)」等、申込日、入所希望日、請求期間において待機児童であることがわかる書類(市区町村に交付を依頼してください。)

□子が1歳および1歳6か月に達する月に添付する書類

上記の「保育不承諾通知」等に加えて、以下の2つの書類の添付も必要です。

- ①育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書(「申告書」という。)
- ②市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し(電子申請の場合は申込内容を出力したもの、または、申込をした画面の複写。「利用申込書」という。)

提出する時期

支給延長開始月の末日以降(その後、引き続いて請求する場合はひと月ごとに毎月提出)。

4. 育児休業支援手当金および育児時短勤務手当金の手続き

制度について

◆育児休業支援手当金（令和7年4月1日以後に育児休業を開始する組合員が対象）

対象期間内に育児休業等をした場合において、次の要件のいずれにも該当するときは、1日につき標準報酬日額の100分の13に相当する金額を支給します（育児休業手当金に上乗せの給付です。）。

ア 対象期間内にした育児休業等の日数が通算して14日以上であるとき。

イ 組合員の配偶者が当該子について配偶者育児休業等をしたとき（当該子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内にした配偶者育児休業等の日数が通算して14日以上であるときに限る。）。

※アの「対象期間」は、産後休業等をしなかったときは子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間、産後休業等したときは子の出生の日から起算して112日を経過する日の翌日まで等の期間です。

◆育児時短勤務手当金（令和7年4月1日以後に育児時短勤務を開始する組合員が対象）

2歳に満たない子を養育するため勤務時間を短縮することによる勤務として育児時短勤務をした場合において、支給対象月ごとに、その月に支払われた報酬の額に100分の10を乗じて得た額を支給します。

ただし、支給対象月の報酬月額が支給限度額以上であるときは、当該月については支給しません。

なお、有給の育児時短勤務をした場合については支給対象外です。

提出書類

提出書類および提出の時期等については、詳細が決定次第、所属所等に周知を行います。

5. 保健事業の手続き

◆育児図書配布事業

出産および育児をされる組合員に、お子さんの育児や健康の保持増進および疾病予防に役立つ図書を配布する事業です。

提出書類

申請不要。（出産費・家族出産費請求者に自動配布）

「令和6年度より妊婦検診補助事業は廃止となり、育児図書配布事業に移行しました。」

◆ベネフィット・ステーション「お祝いステーション」「育児ステーション」の活用

福利厚生パッケージサービス「ベネフィット・ステーション」で生活支援サービスをご利用いただけます。

会員専用サイトには、滋賀支部ホームページに掲載のバナーよりアクセスできます。

 公立学校共済組合滋賀支部 <https://www.kouritu.or.jp/shiga/>



〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県教育委員会事務局教職員課健康福利室内

・短期給付（出産費、育児休業手当金）に関する事 ☎077-528-4554

・保健事業に関する事 ☎077-528-4555